資 料 ２－１

九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画の取組状況

１．漁獲努力量の削減措置

①　休漁期間

関係県において、次の海域、漁法及び期間で休漁を実施している。

ア　Ａ海域においては、浮縄は３月21日から12月９日の間、底縄は４月１日から８月31日の間。

イ　Ｂ海域においては、浮縄は３月21日から11月30日の間、底縄は４月１日から８月31日の間。

ウ　Ｃ海域においては、浮縄は３月21日から９月30日の間、底縄は４月１日から９月30日の間。

エ　Ｄ海域においては、浮縄は４月１日から10月31日の間、底縄は４月１日から10月31日の間。

オ　Ｅ海域においては、浮縄は４月１日から10月31日の間、底縄は４月１日から10月31日の間。

（注）海域の定義は、別表１のとおり

②　全長制限（小型魚の再放流）

関係県において、資源保護対策として、全長25cm以下の小型魚を再放流している。ただし、下関地先海域（別表２のとおり）及びＥ海域においては、20cm以下を再放流している。

２．資源の積極的培養措置

〔平成22年度トラフグ種苗放流状況〕

単位：千尾

区 分	放 流 尾 数	放流サイズ	放 流 場 所	放流時期	備　　考
山口県	４０３	66～150mm	山口県地先	６～９月	
福岡県	４４５	36～112mm	有明海、豊前海、福岡湾、筑前海	７～８月	
佐賀県	１１２	37～70mm	有明海	５～６月	
長崎県	７１９	60～130mm	有明海等	５～９月	
熊本県	５２	33.9～55mm	有明海、八代海	５～６月	
広島県	－	－	－	－	

（平成17～21年度の放流尾数）

単位：千尾

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
山口県	４４０	４４０	５３６	４６４	３７７
福岡県	１２７	３７１	５６８	５５５	３０２
佐賀県	１３１	５５	１０８	１１５	１３０
長崎県	５１６	５３５	５３１	５９９	８２１
熊本県	－	－	－	４０	４０
広島県	３２	６０	６９	８	４

３．漁場環境の保全措置

長崎県において、生育場の環境を改善するため、水域環境保全創造事業（公共事業）による海底耕耘を実施している。

また、山口県、福岡県、佐賀県及び長崎県においては、漁場機能の維持管理を図るため、漁場機能維持管理事業（補助事業）による海底清掃（投棄漁具等の回収）を実施している。

４．新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業

（旧事業名：平成18・19年度「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」）

東シナ海トラフグ資源の維持・増大や漁家所得の向上と経営の安定化を図るため、複数の産卵場においてトラフグ人工種苗を最適放流方法（適地放流、適正サイズ、健全性など）により放流し、資源培養技術の確立を目指した関係９機関（中核機関：長崎県総合水産試験場）による共同研究事業が18年度から22年度までの５年計画で行われている。

５．トラフグ親魚の標識放流

山口県では、平成19年度から、資源回復措置の一環として、確実に産卵させること、産卵回帰性、回遊範囲把握を目的として、定置網に入ったメス親魚を山口県延縄協議会が買上げ、標識を付けて放流を実施しており、19年度は16尾、20年度は90尾、21年度は89尾、今年度は64尾放流している。

これらの放流したメス親魚は、これまでに、20年度分のうち７尾（うち６尾産卵済みを確認）、21年度分のうち５尾（うち３尾産卵済みを確認）、22年度分のうち２尾（産卵済みを確認）が再捕されている。

６．日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第22号に基づくとらふぐはえ縄漁業の承認及び届出状況（実隻数）

平成22年9月24日現在　単位：隻

区分／県名	承認隻数上限	承認隻数 計	承認隻数 10トン以上	承認隻数 5~10トン	届出隻数 計	届出隻数 3~5トン	届出隻数 3トン未満	合計
山口県	５８	５０	３４	１６	３０	２３	７	８０
福岡県	８６	８０	４４	３６	１１	１１	０	９１
佐賀県	２２	１８	４	１４	５	５	０	２３
長崎県	９５	５６	７	４９	６７	６５	２	１２３
熊本県	１	１	０	１	０	０	０	１
広島県	９	８	６	２	０	０	０	８
計	２７１	２１３	９５	１１８	１１３	１０４	９	３２６
平成17年度	－	－	１１８	１６６	－	１５６	１６	４５６
平成18年度	－	－	１１４	１５５	－	１４５	１５	４２９
平成19年度	－	－	１０７	１６４	－	１４６	１４	４３１
平成20年度	２７１	２５７	１０５	１５２	１４８	１３７	１１	４０５
平成21年度	２７１	２３２	１００	１３２	１３３	１２１	１２	３６５

別表１

Ａ海域	最大高潮時海岸線上島根山口両県界から北西の線以東の規制海域。
Ｂ海域	長崎県壱岐市以北の東経１２９度４０分以東及び長崎県壱岐市筒城埼突端から佐賀県唐津市神集島北端を経て佐賀県唐津市浜崎の最大高潮時海岸線に至る線以東の規制海域。ただし、Ａ海域を除く。
Ｃ海域	長崎県壱岐市以北の東経１２９度４０分以西及び長崎県壱岐市筒城埼突端から佐賀県唐津市神集島北端を経て佐賀県唐津市浜崎の最大高潮時海岸線に至る線以西の規制海域。ただし、Ｄ海域及びＥ海域を除く。
Ｄ海域	北緯３３度０４分の線、北緯３３度３０分の線、東経１２９度１０分の線及び東経１２９度２０分の線により囲まれた規制海域。
Ｅ海域	長崎県長崎市大立神灯台より熊本県天草市魚貫埼を結ぶ線以東の規制海域。

規制海域：熊本県天草市魚貫埼と長崎県五島市富江町笠山鼻を結ぶ線及び長崎県五島市富江町笠山鼻正西の線以北、最大高潮時海岸線上島根山口両県界から正北の線以西の日本海及び東シナ海の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）。ただし、漁業法施行令（昭和２５年政令第３０号）第２７条に規定する瀬戸内海、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成１４年法律第１２０号）第２条に規定する有明海及び八代海を除く。

別表２

下関地先海域	次のア、イ、ウ、エ、オの各点を結ぶ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域 点の位置 ア　山口県下関市大字吉母毘沙の鼻突端 イ　アと下関市蓋井島北端を結んだ線上アの点から2000メートルの点 ウ　福岡県北九州市小倉北区大藻路岩灯標 エ　山口県下関市六連島灯台 オ　エの点から真方位90度の線と最大高潮時海岸線との交点

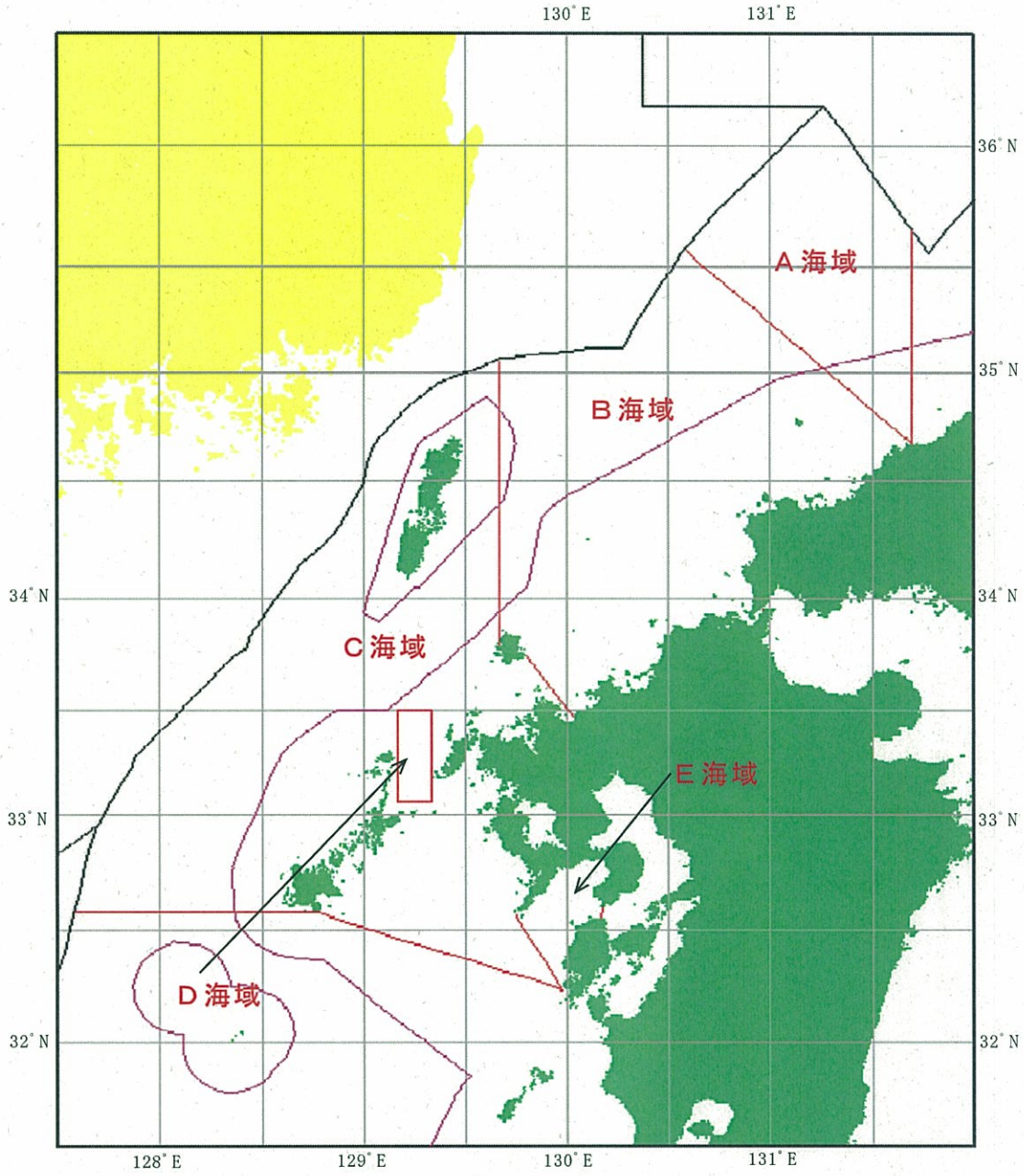

図　九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画対象海域

九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画に係る行政・研究担当者会議及び漁業者協議会等の開催実績（平成22年4月～平成22年10月）

開催年月日	会　議　名	参　加　機　関	内　　容
H22. 6.22	行政・研究担当者会議 （平成22年度第１回）	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、(社)全国豊かな海づくり推進協会、瀬戸内海区水研、西海区水研、水産庁(栽培養殖課、瀬戸調、九調)	○広域漁業調整委員会の結果について ○種苗放流の効率化について ○今後の検討課題について
H22. 7. 6	長崎県延縄漁業協議会役員会及び定期総代会【長崎県】	協議会役員、漁業者代表、県漁連、県行政・研究、水産庁(九調)	○九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画について
H22.10. 5	行政・研究担当者会議 （平成22年度第２回）	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、瀬戸内海区水研、西海区水研、水産庁(栽培養殖課、瀬戸調、九調)	○トラフグ資源の状況について ○漁獲成績報告書の集計結果について ○承認及び届出の状況について ○トラフグ資源回復計画の取組状況等について ○その他